

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条第2項の規定に基づき、この法人(以下「本協会」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通会员)

第2条 次の各号に該当し、本協会の目的、事業に賛同する法人は、理事長の承認を得て普通会员となることができる。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の認定を受けている法人
- (2) 前号以外の法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定により設立されている法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第40条第1項に規定する特例民法法人
- (4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定により設立されている社会福祉法人
- (5) 更生保護事業法(平成7年法律第86号)の規定により設立されている更生保護法人
- (6) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の規定により設立されている特定非営利活動法人

(特別会員)

第3条 前条各号に規定する法人以外の法人、団体並びに個人で、本協会の目的、事業に賛同する者は、理事長の承認を得て特別会員となることができる。

(賛助会員)

第4条 前2条に規定する法人、団体並びに個人で、本協会の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第5条 理事長は新たに前各条の会員(以下単に「会員」という。)となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第7条 会員は、入会するときに入会金50,000円並びに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 普通会员 1口 72,000円

(2) 特別会員 1口 84,000円

(3) 賛助会員 1口 120,000円

(会員の特典)

第8条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 本協会が刊行する月刊誌(別冊を含む)を無料で配布を受けることができる。

(2) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受ける。

(3) 本協会が常設する相談室を無料で優先して利用することができる。

(4) 本協会の出版物を割引料金を購入できる。

(5) 本協会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加できる。

(6) 会員が希望するときは、理事長の承認を得て、本協会が常設する専門委員会若しくは臨時に設置する委員会等の委員に就任することができる。

(会費の用途)

第9条 第7条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第10条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき

(3) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第12条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、平成 20 年 12 月 1 日より施行する。(平成 20 年 11 月 17 日理事会議決)

附 則

この法人の移行登記日までの間、第 1 条に「定款第 57 条第 2 項」とあるのは「寄附行為第 26 条第 2 項」と読み替えるものとする。(平成 20 年 12 月 22 日理事会議決)

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。(平成 28 年 3 月 4 日理事会議決)